

関係業界団体 各位

財政局技術監理部技術監理課

営繕工事関係書類の簡素化に係る改定について

建設業の働き方改革推進に向けた取り組みの一環として、受発注者間の効率化を図るため、工事書類の簡素化を下記のとおり実施いたします。

つきましては、貴団体傘下の会員の方々への周知等をよろしくお願いいたします。

記

1. 取り組み内容

1) 工事書類の廃止

下記の書類を廃止し、提出の必要がなくなります。

- ・着手届
- ・下請負人（建設用重機械使用）通知書
- ・自主点検報告書（建築設備工事のみ）
- ・電子媒体納品書

2) 書類様式の統一化

福岡市の発注工事において、様式の統一化（様式内容の変更 及び 様式名称の変更）を行い、様式一覧表を作成しました。詳細はホームページで公開しておりますので、ご参照ください。

※各様式の記載例は 5 月上旬に公開予定です。

3) 各種基準の改定

様式等の簡素化に伴い、以下の基準を改定いたします。

- ・福岡市建築・設備工事写真撮影要領
- ・施工の手引き（設備工事）
- ・施工の手引き（建築工事）
- ・電子納品の手引き（工事、業務委託）

4) ホームページ URL

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/koukyoukouji/kouziki jun /construction_guidelines.html

2. 適用時期

令和 7 年 4 月 1 日以降に契約締結した工事から適用いたします。ただし、「2) 書類様式の統一化」につきましては、令和 7 年度は移行期間とし、旧様式での提出も可能といたします。令和 8 年 4 月 1 日以降に契約締結した工事からは、新様式での提出が必要となります。